

掛川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月22日

掛川市長 松井三郎

掛川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 通所型サービスに係る基準（第5条－第8条）

第3章 事業の利用手続等（第9条－第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号。以下「規則」という。）第29条の6の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項を定めるとともに、規則第29条の5第2項に規定する市長が別に定める基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成9年法律第123号）をいう。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- (3) 利用者 次のいずれかに該当する者のうち、介護予防・日常生活支援総合事業を利用しようとするものをいう。

ア 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）

イ 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が

定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。  
以下同じ。）

（総合事業の内容）

第3条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）として、次に掲げるサービスを提供し、又は事業を実施するものとする。

- (1) 訪問介護相当サービス（第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧訪問介護」という。）に相当するサービスをいう。以下同じ。）
- (2) 訪問型サービス（第1号訪問事業のうち、旧訪問介護に係る基準を緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）
- (3) 短期集中型訪問サービス（第1号訪問事業のうち、保健医療に関する専門的な知識を有する者が提供するサービスをいう。以下同じ。）
- (4) 通所介護相当サービス（第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧通所介護」という。）に相当するサービスをいう。以下同じ。）
- (5) 通所型サービス（第1号通所事業のうち、旧通所介護に係る基準を緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）
- (6) 短期集中型通所サービス（第1号通所事業のうち、保健医療に関する専門的な知識を有する者が提供するサービスをいう。以下同じ。）
- (7) 生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業において市が提供するサービスをいう。以下同じ。）
- (8) 介護予防ケアマネジメント事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）
- (9) 高額介護予防サービス費支給相当事業（法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する額を市長が支給する事業をいう。以下同じ。）
- (10) 高額医療合算介護予防サービス費支給相当事業（法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を市長が支給する事業をいう。以下同じ。）

(実施方法)

第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により総合事業を実施する。

- (1) 訪問介護相当サービス 指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第10号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号。以下「旧基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）又は指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）による実施
  - (2) 通所介護相当サービス 指定介護予防通所介護事業者（旧基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）又は指定事業者による実施
  - (3) 通所型サービス 指定事業者による実施
  - (4) 訪問型サービス、短期集中型通所サービス、生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント事業 法第115条の47第4項の規定に基づく委託による実施
  - (5) 短期集中型訪問サービス 保健師その他保健医療に関する専門的な知識を有する市の職員による実施
- 2 高額介護予防サービス費支給相当事業の実施にあつては法第61条の規定、高額医療合算介護予防サービス費支給相当事業の実施にあつては法第61条の2の規定を準用する。

第2章 通所型サービスに係る基準

(市長が定める基準)

第5条 規則第29条の5第2項の市長が別に定める基準は、通所型サービスに係る次条から第8条までに規定する基準とする。

(人員に関する基準)

第6条 通所型サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上
- (2) 従事者 通所型サービスの単位（通所型サービスであつて、当該サービスの提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものという。以下同じ。）ごとに、当該サービスを

提供している時間帯に従事者（専ら当該サービスの提供に従事する者に限る。）全ての勤務時間を当該サービスの提供時間で除して得た数が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる数以上

ア 利用者が15人以下の場合 1

イ 利用者が15人を超える場合 15を超えた部分の数を5で除して得た数（小数点以下切上げ）に1を加えた数

2 前項に規定する従業者のほか、事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、人員に関する基準は、旧基準第7章第2節に規定する基準とする。  
（設備に関する基準）

第7条 事業所は、通所型サービスの提供に必要な面積を有する場所を確保するとともに、事業運営を行うために必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 前項の面積の基準は、3平方メートルに利用人員を乗じて得た面積以上とする。

3 前2項に定めるもののほか、設備に関する基準は、旧基準第7章第3節に規定する基準とする。  
（運営に関する基準）

第8条 通所型サービスの運営に関する基準は、旧基準第7章第4節に規定する基準とする。

### 第3章 事業の利用手続等

（利用手続）

第9条 利用者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届書（別記様式）により、市長に届け出なければならない。この場合において、利用者は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに当該届出に関する手続を代わって行わせることができる。

（費用の額）

第10条 通所型サービスに係る費用の額は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める単位数に10円を乗じて得た額とする。

(1) 事業対象者又は居宅要支援被保険者のうち要支援状態区分が要支援1であるもの 1月につき1,250単位

(2) 事業対象者又は居宅要支援被保険者のうち要支援状態区分が要支援2であるもの 1月につき2,500単位

（支給限度額）

第11条 通所型サービスに係る支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数に

10を乗じて得た数から規則第29条の4第2項及び第3項に規定する利用料の額を控除した額とする。

- 2 通所型サービスの利用が利用者の自立支援に効果がある場合その他市長が特に必要と認めた場合における前項の規定の適用については、同項中「第2号イ」とあるのは「第2号ロ」とする。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届書

（あて先）掛川市長

次のとおり介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。

	届出年月日	年 月 日
届出者氏名	本人との関係	
届出者住所	電話番号	

（注）届出者が被保険者本人の場合は、届出者住所の欄は記載不要です。

(フリガナ)	被保険者番号		
被保険者氏名	-----	-----	-----
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地	
			電話番号 ( )
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
事業者の事業所名		事業所の所在地	
			電話番号 ( )
事業所を変更する場合の事由等	(事業所を変更する場合のみ)		
	(変更年月日 年 月 日)		
市確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 事業所番号		
	-----		

（注）

- この届書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決定後、速やかに届け出てください。
- 介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記載の上、速やかに届け出てください。